

第22期 第23回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和5年5月24日（水）

13：00～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の2）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

- （1）アゲマキの採捕禁止に係る委員会指示（案）について（協議）・・・ P1～3
- （2）試験養殖処理要綱の運用（案）について（協議）・・・ P4～11
- （3）サルボウにかかる試験養殖について（協議）・・・ P12～23
- （4）令和5年度共同漁業権、定置漁業権及び区画漁業権の免許をすべき者の
判断基準（案）について（協議）・・・ P24～34
- （5）令和5年度機船船びき網（あみ1そう船びき網）漁業の許可方針（案）
について（諮問）・・・ P35～39
- （6）委員会指示の適用除外について（協議）
 - 1 佐賀市環境政策課・・・ P40～45
 - 2 鹿島市ラムサール条約推進室・・・ P46～48
 - 3 佐賀県立宇宙科学館・・・ P49～52
- （7）その他

3 閉 会

令和4年度天然アゲマキ生息状況

令和5年5月24日
有明水産振興センター

○調査概要

地点数：48地点

時期：8～9月

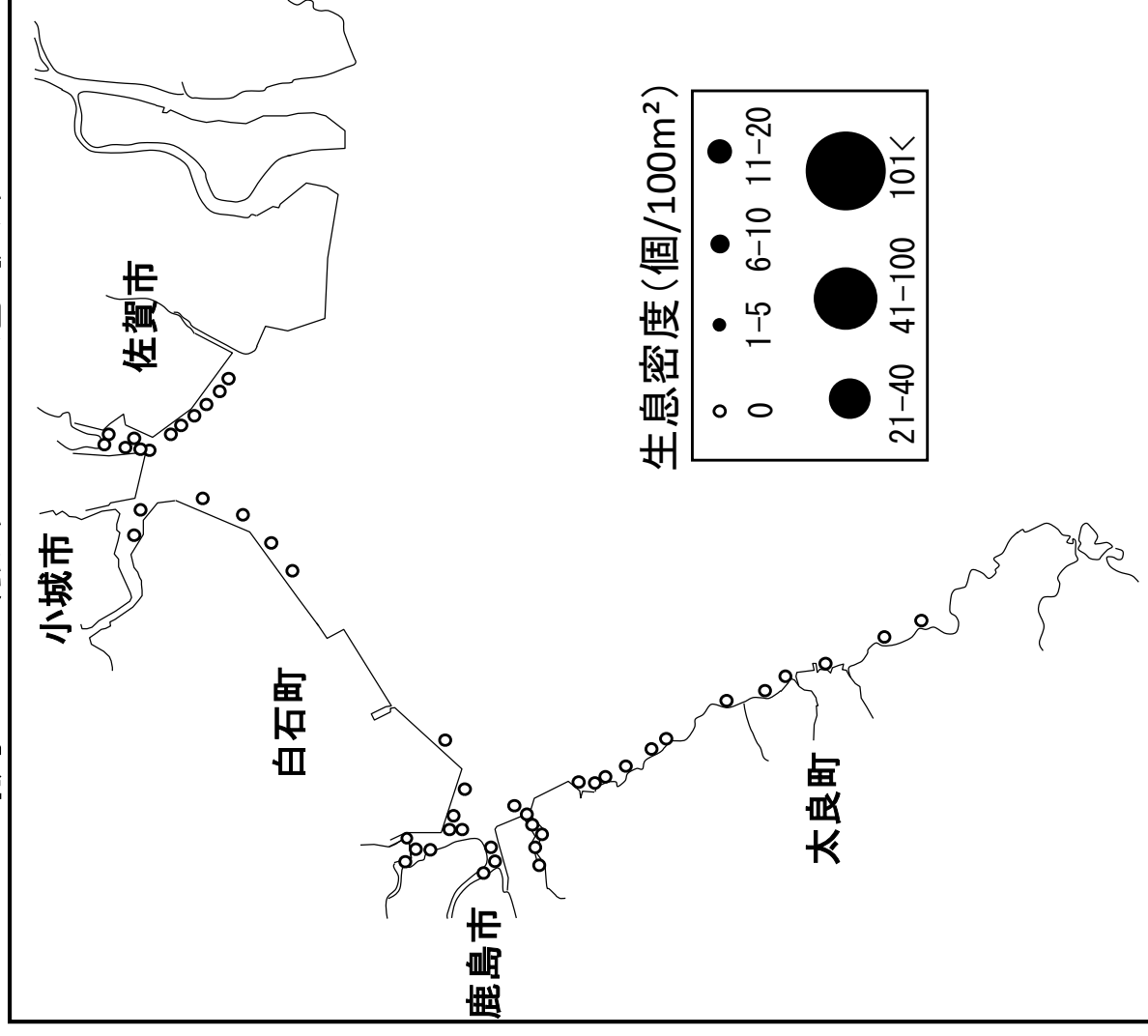
方法：約100m 踏査し採取

(一部採取し調査を実施)

○調査結果

- ・ 全地点で生息を確認できず
- ・ 豪雨の発生はなかったにもかかわらず、稚貝・成貝ともに発見できず

調査地点及び生息状況



佐有漁協指第 57 号

令和 5 年 5 月 15 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

佐賀県有明海漁業協組合
代表理事組合長 西久保 敏



アゲマキの採捕禁止について（要望）

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における漁業振興並びに漁業調整につきましては、平素より特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内におけるアゲマキの資源については、令和 5 年 5 月 31 日までの間委員会指示の採捕禁止により資源回復を図ってきたところであります。

又、アゲマキの種苗生産及び中間育成を経て放流に努めた結果、繁殖によって小規模な母貝団地が創出された事から、引き続き委員会指示の採捕禁止を発出しながら、本格的な操業に向けた取組みを進めたいと考えています。その手段として、下記の内容を取り入れた漁業調整委員会指示により、アゲマキ資源管理措置にご助力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 採捕禁止期間 令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日
2. 採捕禁止区域 佐賀県有明海区
3. 採捕禁止対象 全ての「アゲマキ」

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 1 号

漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 2 0 条第 1 項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和 5 年 5 月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 3 1 日までとする。

佐賀県試験養殖処理要綱の運用について

令和 5 年 4 月 日
水産第 号佐賀県水産課長通知

第 1 対象とする範囲

本運用の対象範囲としては令和 3 年 4 月 1 日付佐賀県農林水産部長通知で定めた「試験養殖処理要綱（以下、要綱とする）」とする。

第 2 実施手続き

（１）要綱第 2 条に定められた「適用範囲」に関するもののうち、県と市町の整理は以下のとおりとする。

【県の委託】

1. 新たに養殖区画を取得するために、県等の試験研究により得られた、新たな知見などを広域的に実証する必要があると判断した場合。または、企業化に係る事前の試験を行うもので、県が必要と判断した場合。
2. 一般海域や複数の漁業権にまたがる等、広域的な海域での試験養殖の場合
3. 県の施策として推進するもので、新規漁業権の取得を促すために県が必要と判断した場合

【市町の委託】

1. 新たに養殖区画を取得するために、既知技術の導入により、企業化に係る事前の試験を行うもので、市町が必要と判断した場合。
2. 関係地区が単一の漁業権内で試験養殖を行う場合。
3. 市町の施策として推進するもので、新規漁業権の取得を促すために市町が必要と判断した場合

（２）要綱第 3 条に定められた「試験養殖の承認」に関するものは以下のとおりとする。

1. 同条第 2 項に定められた「別記様式第 1 号における申請書」のうち、添付資料の計画書の様式は、別添様式第 1 号のとおりとする。ただし、別添様式第 1 号に定めた項目が記載されているものを網羅している場合は、他の様式を用いてもかまわない。
2. 同条第 2 項に定められた「市町の長を経由のうえ知事に提出しなければならない。」については、本運用「第 2 実施手続き」（１）で定められた県の委託の

場合には副申を必須としない。

(3) 要綱第5条に定められた「試験養殖の範囲」に関することは以下のとおりとする。

1. 同条第2項で定める期間は1年とし、期間の延長は原則として毎年申請する方式（新規として）とする。
2. 試験養殖の申請時点で現試験養殖が試験中である場合、申請書類に中間報告書も合わせて添付することとする。
3. 同条第3項に定められた「小割、その他の養殖の面積3,000平方メートル以内」における区域内の施設の取扱いは、水面上に出ている施設だけでなく、海底に設置した方塊等も含めた面積とする。

(4) 要綱第9条に定められた「報告書」に関する整理は以下のとおりとする。

第9条で定める報告書の様式は別添様式第2号のとおりとし、必要に応じて図や表を添付することとする。

附 則

(1) この運用は、公布の日から施行する。

別添様式第1号

試験養殖計画書

1. 試験養殖概要

- 1) 水産動植物の名称
- 2) 種苗の供給元および供給量（予定）
- 3) 出荷先予定
- 4) 養殖試験従事予定者氏名

2. 試験養殖項目及びスケジュール

試験項目	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

3. 収支計画

1) 支出の部

費目	金額

2) 収入の部

費目	金額

試験養殖実施報告書

1. 試験養殖概要

- 1) 水産動植物の名称
- 2) 種苗の供給元および供給量 (実績)

2. 試験養殖実績

試験項目	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

3. 収支報告

1) 支出の部

費目	金額

2) 収入の部

費目	金額

4. 試験結果の総括および課題、今後の展望

※必要に応じ生残量（生残率）、重量等のデータや生産状況の写真等を添付すること。

試験養殖処理要綱

制定 令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 佐賀県知事が管轄する海面において、県の水産試験研究機関の指導を受けて魚貝類、藻類養殖業の漁場開発又は企業化のための試験(以下「試験養殖」という。)を行う場合は、この要綱により処理する。

(適用範囲)

第 2 条 本要綱を適用するのは、県又は市町の委託により、試験養殖を行う漁業協同組合に限る。

(試験養殖の承認)

第 3 条 試験養殖をしようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、別記様式 1 号による申請書に必要な書類を添付し、市町の長を経由のうえ知事に提出しなければならない。

3 知事は、第 1 項の承認をしたときは、別記様式 2 号による承認証を交付する。

(漁業調整委員会の意見聴取)

第 4 条 前条第 2 項の承認申請があったときは、知事は関係海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

(試験養殖の範囲)

第 5 条 試験養殖の区域は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内とする。

2 試験養殖の期間は、1 年とする。但し、知事が必要と認めた場合は延長することがある。

3 試験養殖の規模は、のり養殖 20 柵以内、わかめ養殖親なわの総延長 500 メートル以内、小割、その他の養殖面積 3,000 平方メートル以内とする。

(他法令の適用)

第6条 試験養殖の区域が、漁業法以外に他の法令の規制を受ける場合は、所轄官庁の許可を受けなければならない。

(承認の取り消し)

第7条 知事は、漁業調整、その他公益上支障があると認めるとき、又は承認の内容に違反したと認めたときは、承認を取り消すことがある。

(標識の設置)

第8条 試験養殖の承認を受けた者は、知事が指定した箇所に漁場標識を設置しなければならない。

(報告書の提出)

第9条 試験養殖の承認を受けた者は、当該承認に係わる試験の終了後遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。

附 則

(1) この要綱は、公布の日から施行する。

(2) 昭和45年5月21日制定の「試験養殖処理要綱」は廃止する。

試 験 養 殖 承 認 申 請 書

年 月 日

佐賀県知事

殿

住所
名称及び代表者の氏名

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請します。

記

- 1.目的
- 2.水産動植物の名称
- 3.漁場の位置及び区域並びに面積
- 4.養殖期間
- 5.養殖の方法及び規模
- 6.その他

添 付 書 類

- (1) 理由書
- (2) 試験養殖計画書
- (3) 漁場位置及び区域図
- (4) 委託契約書写

試養第 号 試 験 養 殖 承 認 証 住 所 名 称
1 . 水産動植物の名称 2 . 漁場の位置及び区域 3 . 漁場の面積 4 . 養殖期間 5 . 養殖の方法 6 . 承認期間 7 . 制限又は条件
年 月 日 佐賀県知事

試験養殖承認申請書

佐 有 漁 協 第 7 4 号
令和 5 年 5 月 2 3 日

佐 賀 県 知 事 山 口 祥 義 様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西 久 保 敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1.目 的

サルボウ天然採苗におけるモウソウチクの試験的利用

2.水産物の名称

サルボウ

3.漁場の位置及び区域並びに面積

有区第1193号

第1種区画漁業権(もがいひび建養殖業)の漁場付近

3000m²

4.試験養殖期間

試験養殖承認より1年間

5.養殖の方法及び規模

モウソウチクを利用したひび建て養殖

添付書類

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図

理 由 書

当漁協では、主幹漁業として冬場に「ノリ養殖業」を営んでおり、春から夏場にかけての兼業として、「サルボウ養殖」を一部の漁業者が営んでいます。

しかしながら、令和2年および令和3年の集中豪雨によりサルボウ資源量が激減しており、漁が成り立たない状況が続いております。植物プランクトンを餌とするサルボウは、ノリ養殖にとっても重要な資源であり、早急な資源回復が喫緊の課題となっています。

このような状況のなか、有明水産振興センターの試験では、現在認可されているメダケよりもモウソウチクによる採苗の方が、採苗器1本当たりの稚貝付着数も多く、また、枝の脱落については、メダケとモウソウチクに差はないことが分かっております。一方で、モウソウチクを建てることにより、潮の流れが弱まり、ノリ養殖にも影響を与えかねないとの懸念もあります。

このようなことから、今年の試験では、採苗可能な養殖規模の把握、養殖方法の最適化を図り、サルボウ資源の回復に繋がたいと考えております。

そのため、今年度の試験養殖について御承認をお願い致したいと存じます。

令和5年5月23日

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西 久 保 敏

■ 令和5年度 サルボウ地まき養殖スケジュール，施設，漁場位置および区域

1.スケジュール

令和5年6月	・ 採苗器の設置
令和5年8月	・ 稚貝採苗状況の確認
令和6年2月	・ 稚貝生息密度の確認
令和6年4月	・ 稚貝生息密度の確認および採苗器の撤去

2.養殖施設

- ・ 採苗器 :モウソウチク

＊モウソウチクは4m²/本の密度で建込む予定

3.漁場位置及び区域

1)養殖場所:有区第1193号 第一種区画漁業権(もがいひび建養殖業)の漁場内

2)養殖面積:3000m²

4.そ の 他

緊急時の措置

- ・ 台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。
又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。



令和 5 年サルボウ試験養殖業務委託契約書

令和 5 年試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター（以下「甲」という。）と佐賀県有明海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、サルボウ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和 6 年 4 月 30 日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年5月22日

甲 小城市芦刈町永田 2753-2

佐賀県有明水産振興センター

所長 中島 則久



乙 佐賀市西与賀町大字厘外 821 番地 4

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 繁



試験養殖承認申請書

佐 有 漁 協 第 7 5 号
令和 5 年 5 月 2 3 日

佐 賀 県 知 事 山 口 祥 義 様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西 久 保 敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1.目 的

サルボウ天然採苗におけるモウソウチクの試験的利用

2.水産物の名称

サルボウ

3.漁場の位置及び区域並びに面積

有区第1212号、有区第1234号、有区第1240号
第1種区画漁業権(もがいひび建養殖業)の漁場付近
3000㎡

4.試験養殖期間

試験養殖承認より1年間

5.養殖の方法及び規模

モウソウチクを利用したひび建て養殖

添付書類

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図

理 由 書

当漁協では、主幹漁業として冬場に「ノリ養殖業」を営んでおり、春から夏場にかけての兼業として、「サルボウ養殖」を一部の漁業者が営んでいます。

しかしながら、令和2年および令和3年の集中豪雨によりサルボウ資源量が激減しており、漁が成り立たない状況が続いております。植物プランクトンを餌とするサルボウは、ノリ養殖にとっても重要な資源であり、早急な資源回復が喫緊の課題となっています。

このような状況のなか、有明水産振興センターの試験では、現在認可されているメダケよりもモウソウチクによる採苗の方が、採苗器1本当たりの稚貝付着数も多く、また、枝の脱落については、メダケとモウソウチクに差はないことが分かっております。一方で、モウソウチクを建てることにより、潮の流れが弱まり、ノリ養殖にも影響を与えかねないとの懸念もあります。

このようなことから、今年の試験では、採苗可能な養殖規模の把握、養殖方法の最適化を図り、サルボウ資源の回復に繋がりたいと考えております。

そのため、今年度の試験養殖について御承認をお願い致したいと存じます。

令和5年5月23日

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西 久 保 敏

■ 令和5年度 サルボウ地まき養殖スケジュール，施設，漁場位置および区域

1.スケジュール

令和5年6月	・ 採苗器の設置
令和5年8月	・ 稚貝採苗状況の確認
令和6年2月	・ 稚貝生息密度の確認
令和6年4月	・ 稚貝生息密度の確認および採苗器の撤去

2.養殖施設

- ・ 採苗器 :モウソウチク

＊モウソウチクは4㎡/本の密度で建込む予定

3.漁場位置及び区域

1)養殖場所:有区第1212号、有区第1234号、有区第1240号

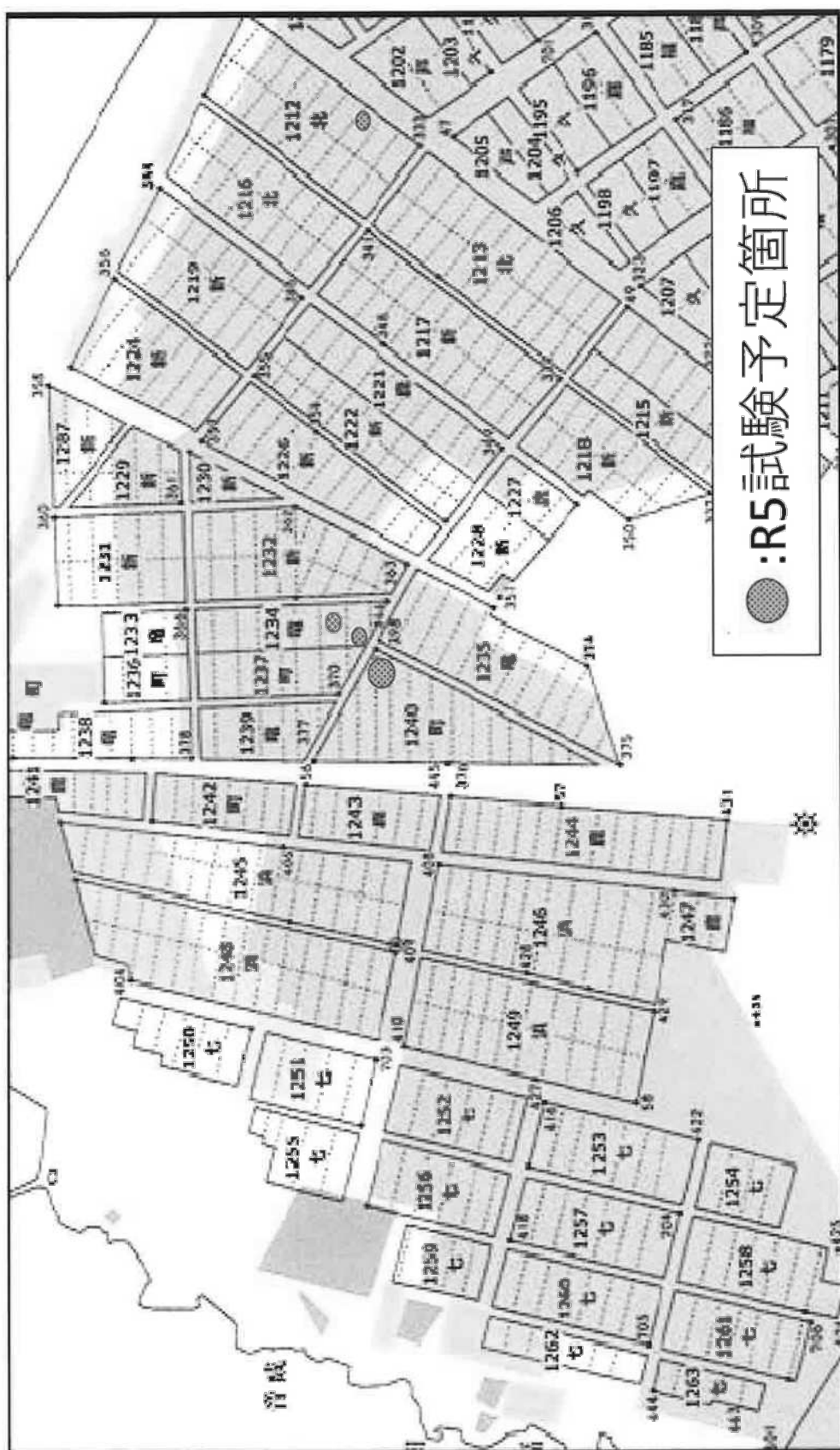
2)養殖面積:合計3000㎡

4.そ の 他

緊急時の措置

- ・ 台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。
又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

採苗器設置詳細図 ①



令和5年サルボウ試験養殖業務委託契約書

令和5年試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター(以下「甲」という。)と佐賀県有明海漁業協同組合(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(目的)

- 第1条 甲は、サルボウ試験養殖業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

(委託業務の内容)

- 第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。
- 2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

(状況報告)

- 第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

(委託期間)

- 第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和6年4月30日までとする。

(費用負担)

- 第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

(成果)

- 第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

(契約の解除等)

- 第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。
- (1) 乙がこの契約に違反したとき
 - (2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき
- 2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 5 年5月 22 日

甲 小城市芦刈町永田 2753-2

佐賀県有明水産振興センター

所長 中島 則久



乙 佐賀市西与賀町大字厘外 821番地4

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏



水産第 5147 号
令和 5 年(2023 年)3 月 31 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和 5 年度共同漁業権、定置漁業権及び区画漁業権の免許
をすべき者の判断基準(案)について(協議)

このことについて、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 73 条第 2 項第 2 号
に掲げる場合において、免許をすべきものを決定するための審査基準をあらか
じめ示すことを目的として、別添のとおり判断基準(案)を定めたいので、貴委
員会の意見を求めます。

(担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田)

令和５年度共同漁業権、定置漁業権及び区画漁業権の免許をすべき者の判断基準
(案)

令和５年 月 日付け水産第 号
佐賀県農林水産部水産課長通知

第１ 目的

この判断基準は、令和５年度における共同漁業権、定置漁業権及び区画漁業権免許の一斉切替えに当たり、漁業法（以下「法」という。）第73条第２項第２号に掲げる場合において、免許をすべき者を決定するための審査基準をあらかじめ示すことを目的とする。

第２ 共同漁業権における審査基準

共同漁業権の免許についての適格性を有する者は、法第72条第２項第２号において規定されており、この条文の規定により適格性を有する者が実質的に漁業権者として限定されるため、本県における審査基準を別途設けないこととする。

なお、この場合においても、法施行規則第25条第２項の規定により、漁業免許申請書には必ず事業計画書（別紙様式）を添付する必要があるので留意すること。

第３ 定置漁業権及び区画漁業権における審査基準

定置漁業権及び区画漁業権における第73条第２項第２号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」については、次の基準により判断する。

（１）団体漁業権の場合

免許についての適格性を有する者は、法第72条第２項第１号又は第２号において規定されており、この条文の規定により適格性を有する者が実質的に漁業権者として限定されるため、本県における審査基準を別途設けないこととする。

なお、この場合においても、法施行規則第25条第２項の規定により、漁業免許申請書には必ず事業計画書（別紙様式）を添付する必要があるので留意すること。

（２）個別漁業権の場合

次の(ア)から(ウ)に掲げるほか、地域の漁業者との調和的発展や、地元の水産物流通・加工業者との良好な関係構築など、地域の水産業の発展に寄与する具体的な取組が計画されており、実現が可能であると見込めるか等について、漁業免許申請書に添付の事業計画書(別紙様式)により審査し、免許をすべき者を決定する。なお、審査においては別要綱に定める審査会を実施する。

(ア) 漁業生産の増大

- ・ 生産計画は客観的な根拠により設定されており、免許の存続期間における安定的な生産が可能であると見込めるか。
 - ・ 漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するための対策が講じられており、免許の存続期間における良好な漁場環境の維持が可能であると見込めるか。
- (イ) 漁業所得の向上
- ・ 生産物の衛生管理、品質や評価を向上させるための具体的な取組が検討されており、実現が可能であると見込めるか。
- (ウ) 就業機会の確保
- ・ 従事者の雇用計画において、地域における就業機会の向上に寄与しており、その賃金が確実に支払われると見込めるか。

【別添様式】漁業権の事業計画

免許番号	有共第1号	漁業権の種類	第一種共同漁業権					
(1) 漁業種類ごとの計画								
漁業の名称	漁業の時期	現在行使者数	行使予定者数	生産計画(生産量) 単位: kg				
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
あさり漁業	1月1日から 12月31日まで							
はまぐり漁業	〃							
かき漁業	〃							
しおふき漁業	〃							
あかがい漁業	〃							
はいがい漁業	〃							
にし漁業	〃							
もがい漁業	〃							
まてがい漁業	〃							
ばい漁業	〃							
あげまき漁業	〃							
うみたけ漁業	〃							
からすがい漁業	〃							
たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで							
しゃみせんがい漁業	1月1日から 12月31日まで							
くまさるぼう漁業	〃							
しゃこ漁業	〃							
たこ漁業	〃							
いそぎんちやく漁業	〃							
餌むし漁業	〃							
(2) 漁場管理に関する取組内容(種苗放流、漁場保全、漁場造成、資源管理の取組等)								
(3) 漁業所得の向上に関する取組内容(衛生管理、品質や評価を向上させるための取組等)								
(4) その他の取組内容(地域の漁業者との調和的発展、加工業者との良好な関係構築など)								

※漁業権内の行使位置がわかる書類(施設の設置位置図)を添付すること

【別添様式】漁業権の事業計画

免許番号	有共第1号	漁業権の種類	第二種共同漁業権					
(1) 漁業種類ごとの計画								
漁業の名称	漁業の時期	現在行使者数	行使予定者数	生産計画(生産量)				
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
建干網漁業 (建干小定置漁業、張切網漁業及び碇止建干網漁業を含む。)	1月1日から 12月31日まで							
江切網漁業(江切小定置漁業を含む。)	〃							
潟羽瀬漁業(笠羽瀬漁業を含む。)	〃							
竹羽瀬漁業	〃							
あみもじ網漁業	〃							
こうもり網漁業	〃							
こうで四つ手網漁業(棚四つ手網漁業を含む。)	〃							
待網漁業(手押網漁業、繁網漁業及びこうで待網漁業を含む。)	〃							
三尺網漁業	〃							
かにかご漁業	〃							
いかかご漁業	〃							
むつごろうけ漁業	〃							
あなごかご漁業 (うけを使用するものを含む。)	〃							
うなぎかご漁業 (うけを使用するものを含む。)	〃							
はぜかご漁業 (うけを使用するものを含む。)	〃							
(2) 漁場管理に関する取組内容(種苗放流、漁場保全、漁場造成、資源管理の取組等)								
(3) 漁業所得の向上に関する取組内容(衛生管理、品質や評価を向上させるための取組等)								
(4) その他の取組内容(地域の漁業者との調和的発展、加工業者との良好な関係構築など)								

※漁業権内の行使位置がわかる書類(施設の設置位置図)を添付すること

【別添様式】漁業権の事業計画

免許番号	有共第○号	漁業権の種類	第三種共同漁業権					
(1) 漁業種類ごとの計画								
漁業の名称	漁業の時期	現在行使者数	行使予定者数	生産計画（生産量）				
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
つきいそ漁業								
(2) 漁場管理に関する取組内容（種苗放流、漁場保全、漁場造成、資源管理の取組等）								
(3) 漁業所得の向上に関する取組内容（衛生管理、品質や評価を向上させるための取組等）								
(4) その他の取組内容（地域の漁業者との調和的発展、加工業者との良好な関係構築など）								

※漁業権内の行使位置がわかる書類（施設の設置位置図）を添付すること

【別添様式】漁業権の事業計画

免許番号	有区第〇号		漁業権の種類	団体漁業権	
(1) 概要					
漁業の名称		漁業の時期		行使予定者数	
(2) 事業計画					
養殖施設の規模	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
(養殖) 柵数・ロープ数 (枚、台)					
生産量 (kg、枚)					
生産金額 (千円)					
(3) 漁場管理に関する取組内容 (漁場保全、漁場管理、病害対策等)					
(4) 漁業所得の向上 (衛生管理、品質や評価の向上の取組)					
(5) その他の取組計画 (地域の漁業者との調和的发展や、地元の水産物流通・加工業者との関係構築等)					

漁業権免許者の評価要領

（趣旨）

第1条 この要領は、漁業法（昭和24年法律第267号）第73条第2項の規定に基づき、個別漁業権の免許者を決定するための評価基準を定めるものとする。

（評価方法）

第2条 個別漁業権免許者にかかる評価委員会（以下、「評価委員会」という。）は、漁業権免許申請書および生産計画書の記載内容並びに評価委員会が必要と認めた追加資料をもとに別表に基づき評価するものとする。

附 則

この要領は、令和5年 月 日から施行する。

個別漁業権免許者にかかる評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 漁業法（昭和24年法律第267号）第73条第2項第2号の規定に基づき免許者の評価を行うため、令和5年 月 日付水産第 号佐賀県農林水産部水産課長通知に基づく個別漁業権免許者決定にかかる評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 個別漁業権免許者の評価を行うこと
- (2) その他知事が必要と認めた事項

(委員)

第3条 評価委員会は、次に掲げる者を評価委員として置く。

- (1) 水産課副課長
- (2) 玄海水産振興センター副所長
- (3) 有明水産振興センター副所長
- (4) 水産課玄海創生・栽培資源担当係長
- (5) 水産課漁港漁村備担当係長
- (6) 外部有識者 1名

(委員長)

第4条 評価委員会に委員長を置き、委員長は水産課副課長をもって充てる。

- 2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

- 2 評価委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 評価委員会による意思の決定は、合議をもって決する。ただし、委員全員の協議による意見の一致ができない場合は、議長の判断により多数決によることができるものとする。
- 4 会議は非公開とする。

(意見聴取等)

第6条 評価委員会は、審議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第7条 評価委員は、評価委員会で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告)

第8条 委員長は、候補者の評価を行ったときは、その結果を水産課長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 評価委員会の庶務は、農林水産部水産課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

個別漁業権の免許の審査に関する判断基準及び評価方法

評価項目	判断基準	評価方法
1 漁業生産力の増大が見込まれること	・達成困難な目標ではないか ・中長期的な視点で計画が策定されているか	事業計画書 中長期的なビジョンを記した資料
2 漁業所得の向上が見込まれること	・達成困難な目標ではないか ・中長期的な視点で計画が策定されているか	
3 就業機会の確保が見込まれること	・達成困難な目標ではないか ・中長期的な視点で計画が策定されているか	
4 地域漁業者との調和的発展が見込まれること	・海面利用に関し、他の漁業種類、漁業者とともに適切かつ有効に漁場を利用していくことが可能か	
5 地元の水産物流通や加工に与える影響	・生産品について、地元の流通業者や加工業者を活用し地域の活性化につながるか	

水産第 884 号
令和 5 年 5 月 23 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和 5 年度機船船びき網（あみ 1 そう船びき網）漁業の許可方針（案）
について（諮問）

令和 5 年度における標記漁業の許可にあたり、別添のとおり許可方針を定める
ことについて、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項、同条第 5 項及び第 15 条第
2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

令和５年度機船船びき網（あみ１そう船びき網）漁業許可方針（案）

第１ 制限措置

- １ 漁業種類
あみ１そう船びき網漁業
- ２ 許可又は起業の認可をすべき船舶の数
１０隻
- ３ 船舶の総トン数
１．５トン未満
- ４ 推進機関の馬力数
制限なし
- ５ 操業区域
佐賀県有明海
- ６ 漁業時期
７月１５日から１１月３０日まで
- ７ 漁業を営む者の資格
 - （１） 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - （２） 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - （３） 佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第１０条第１項各号のいずれにも該当しない者
 - （４） 適切な資源管理を実践できる者
 - （５） 漁業の生産力の向上に努めようとする者
 - （６） 過去１年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

第２ 許可の有効期間

令和５年７月１５日から令和５年１１月３０日まで

第３ 申請すべき期間

- １ 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和５年５月３１日から令和５年６月３０日までとする。
- ２ 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、１０件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- ３ 令和５年１０月３１日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が１０件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除

く。

- 4 合計数が10件に到達した日以降から令和5年10月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和5年5月31日から令和5年6月30日における受付数が10件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 令和4年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和4年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和5年6月30日以降における合計数が10件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- 1 次に掲げる海域以外で操業してはならない。
 - (1) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
 - ア 国営有明干拓福富工区南東端
 - イ 住之江港導灯後灯
 - ウ 312号鋼管
 - エ 329号鋼管

オ 332号鋼管

カ 358号鋼管

キ 360号鋼管

ク 396号鋼管

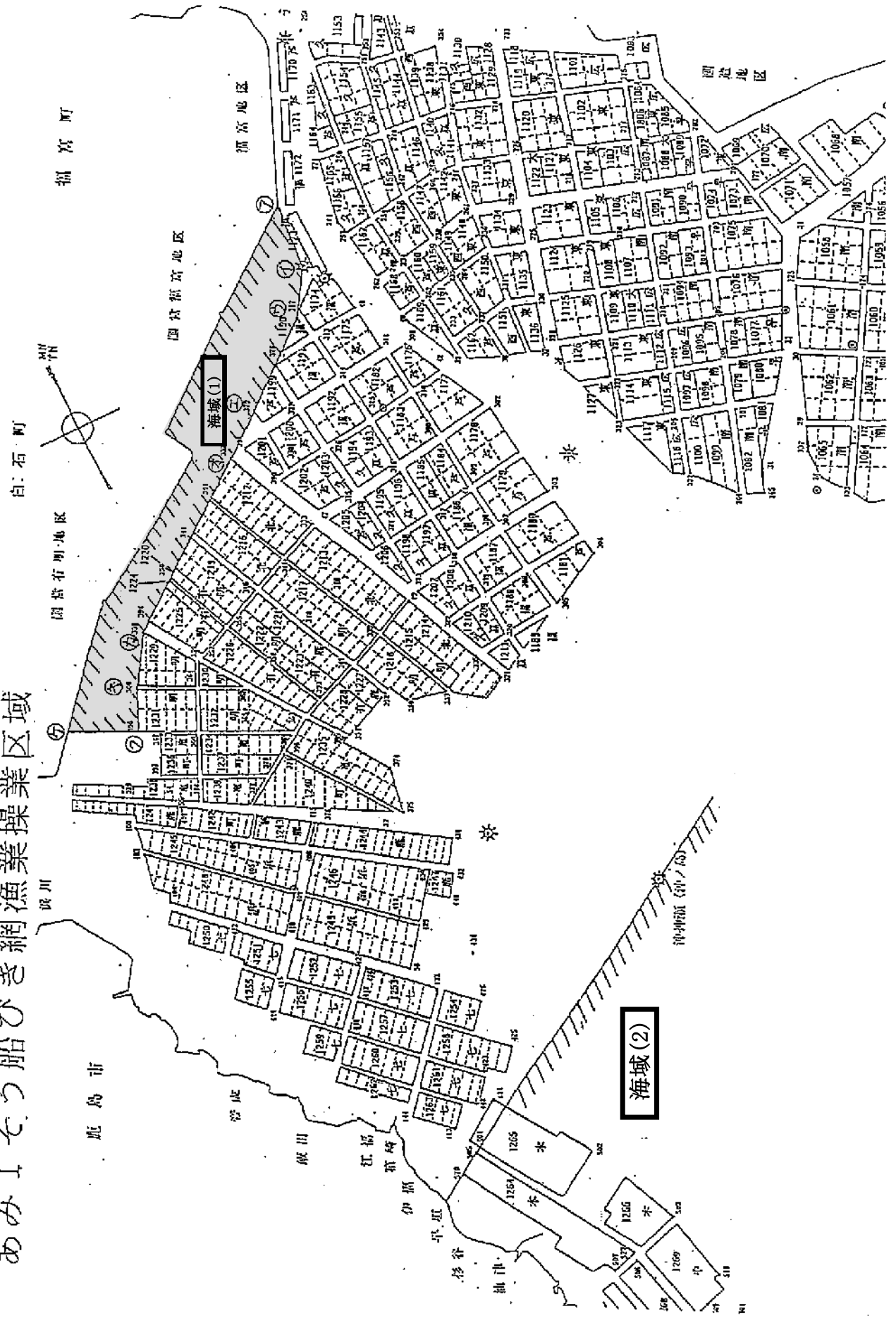
ケ 365号鋼管及び396号鋼管を結んだ線の延長線と国営有明
干拓地区有明工区堤防との交点

(2) 520号鋼管、505号鋼管及び沖神瀬灯標を結んだ線の延長線以
南の佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

2 上記1（2）の海域については、第1種区画漁業権（のり養殖業）及び第3
種区画漁業権（あげまき養殖業）漁場内で操業してはならない。

3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げな
ければならない。

あみⅠそう船びき網漁業操業区域



佐賀県有明海区漁業調整委員会 会長 様

申請者 住 所 佐賀市栄町1番1号
氏 名 佐賀市長 坂井 英隆



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第56号及び第59号の適用除外申請書

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第56号及び第59号の適用除外を受けたいので申請します。

なお、委員会指示第56号については、令和5年5月31日までの指示期間となっているものの、令和5年5月開催予定の佐賀県有明海区漁業調整委員会において、委員会指示の継続に係る協議が行われると聞いております。

つきましては、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

1 目的

国際的に重要な湿地として、平成27年5月にラムサール条約湿地に登録された「東よか干潟」に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の現状を調査・把握し、東よか干潟の環境保全及び利活用の推進を図る。

2 適用除外の許可を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第56号、第59号

3 使用船舶

使用船舶なし

4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

底生生物 若干量

5 採捕の期間

令和5年6月1日から令和5年10月31日まで（6月に2日間、9月に2日間程度）

6 採捕の区域

東よか干潟（218ha）の区域

別紙「東よか干潟底生生物調査概要書」のとおり

7 使用漁具及び漁法

- ・コドラート25cm角の底生生物のふるい採取
 - ・手網、移植ゴテ及び素手による底生生物の定性採取
 - ・スコップ及び採泥器による底生生物の定量採取
- 別紙「東よか干潟底生生物調査概要書」のとおり

8 採捕に従事する者の住所及び氏名

住 所	氏 名

東よか干潟底生生物調査概要書

令和5年4月28日

佐賀市環境政策課

1 調査目的

国際的に重要な湿地として平成27年5月にラムサール条約湿地に登録された「東よか干潟」に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の現状を調査・把握し、東よか干潟の環境保全及び利用の推進を図ります。

2 調査時期

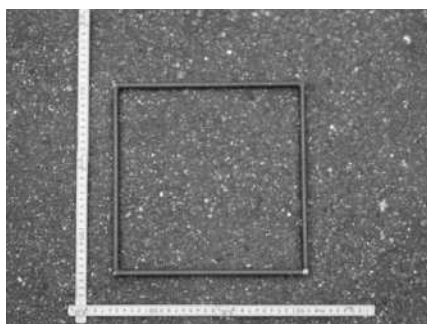
令和5年6月1日から10月31日までの期間で、春期2日、夏期2日の計4日間程度調査を行います。

※潮汐、天候、現場の状況、関係者との調整等により、調査日が前後する場合があります。また、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、規模の縮小又は中止とする場合があります。

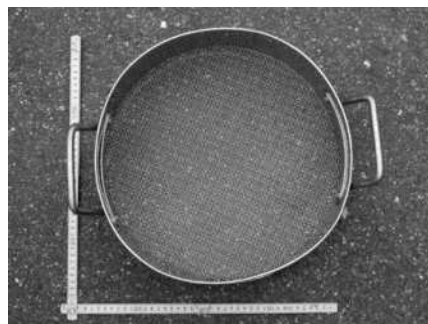
3 調査方法（使用漁具及び漁法）

(1) 定量採取

25cm角のコドラートを用いて、その下の底生生物を底泥とともに採泥器又はスコップで掘り返し、1mm目のフルイ上に残った底生生物を採取して、ホルマリンで固定後持ち帰ります。



25cm角コドラート



1mm目のフルイ



採泥器

(外径214mm、内径200mm、長さ300mm程度)

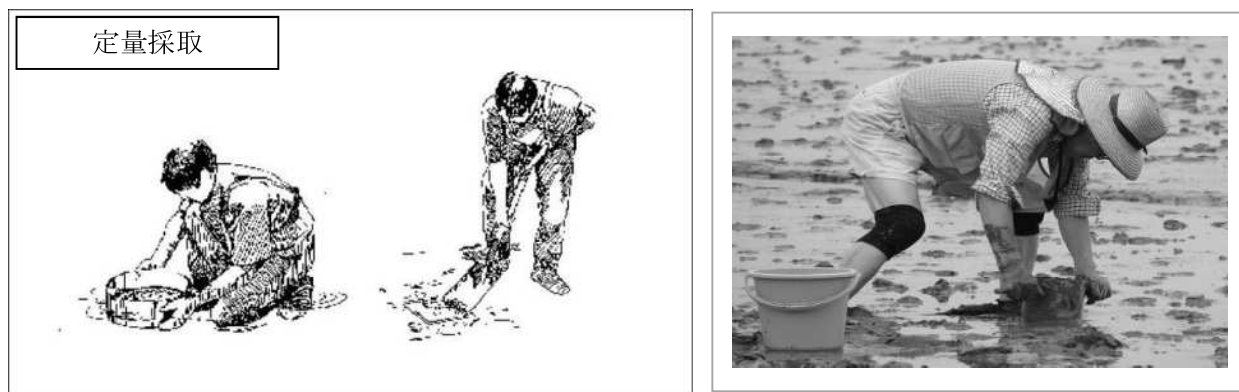
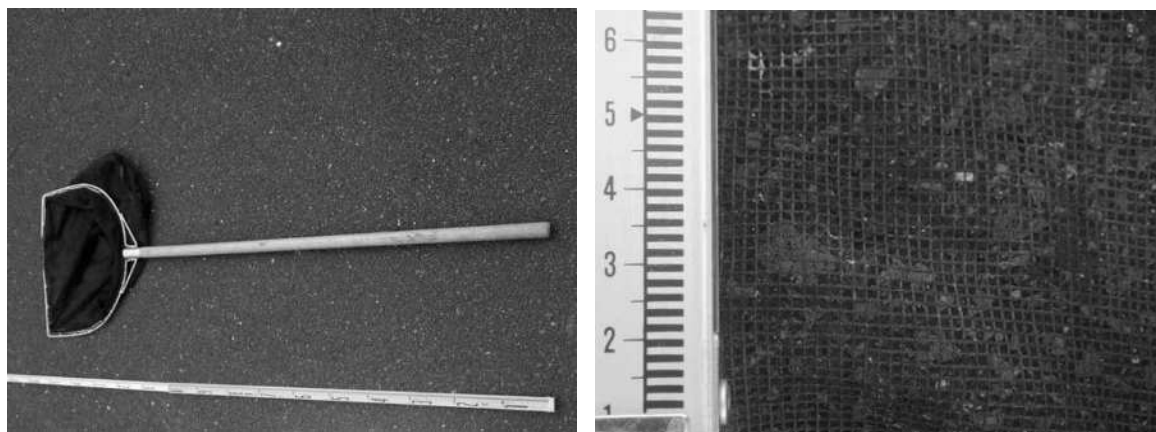


図-1、2 定量採取イメージ

(2) 定性採取

手網、移植ゴテ及び素手による任意採取を行います。採取した生物は、現地同定・測定し、放流を行います。採取した試料の一部については、ホルマリンで固定した後、保存サンプルとして持ち帰ります。



手網

(網目0.8cm、口幅50cm、口高30cm、柄の長さ1.2m相当品を使用)

4 調査場所（採捕の区域）

調査場所は、赤色の線で囲まれた東よか干潟（218ha）の区域とします。

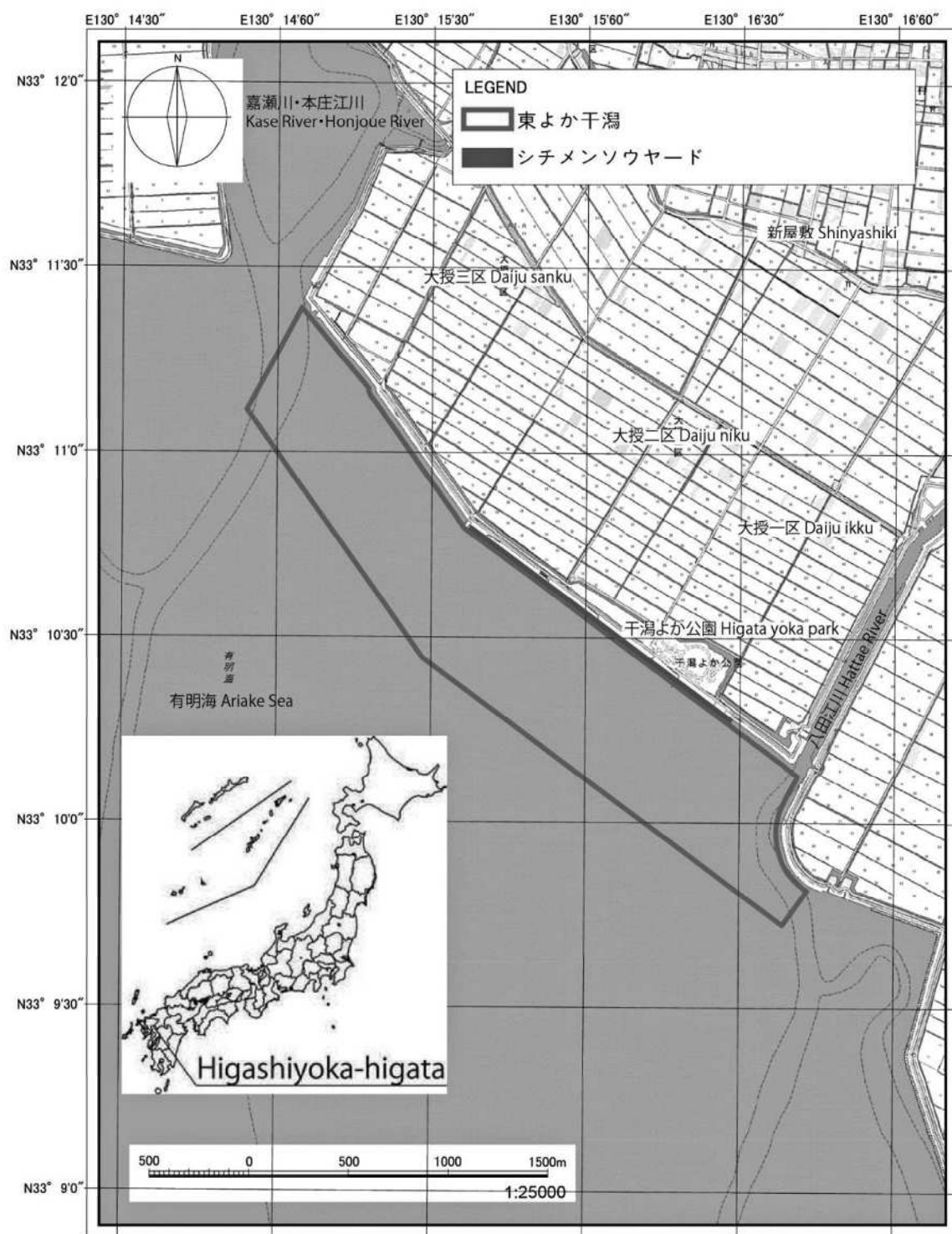


図-3 調査範囲

以上

令和5年4月18日

同意書

佐賀市長 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏



佐賀市が実施する底生生物調査に関する下記の特別採捕について同意します。

記

1 調査目的

ラムサール条約登録湿地である東よか干潟に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の状況を調査・把握し、東よか干潟の環境の保全及び利活用の推進を図るため。

2 採捕区域

東よか干潟（218ha）の範囲

3 調査期間

令和5年6月1日（木）から令和5年10月31日（火）まで

4 使用漁具及び漁法

スコップ、手網等による底生生物の採取

5 採捕に従事する者の住所及び氏名

住 所	氏 名

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第56号の適用除外申請書

令和5年5月8日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

住所 鹿島市大字納富分2643-1

氏名 鹿島市長 松尾 勝利



下記により適用除外承認を受けたいので申請いたします。

なお、当該委員会指示が継続となった際には、今回の申請をもって新しい委員会指示についても承認いただきますようお願いします。

記

1 目的

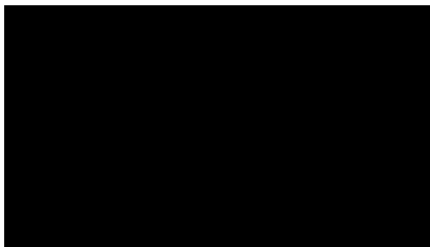
鹿島市肥前鹿島干潟環境変動調査事業の一環として底生生物調査を行う。

2 適用除外の承認を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第56号

3 使用船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 所有者氏名



4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

有明海に生息する底生生物，若干量

5 適用除外の期間 承認日から令和6年3月22日まで

6 採捕の区域 有明海肥前鹿島干潟（ラムサール条約登録水域）内の3点（図参照）

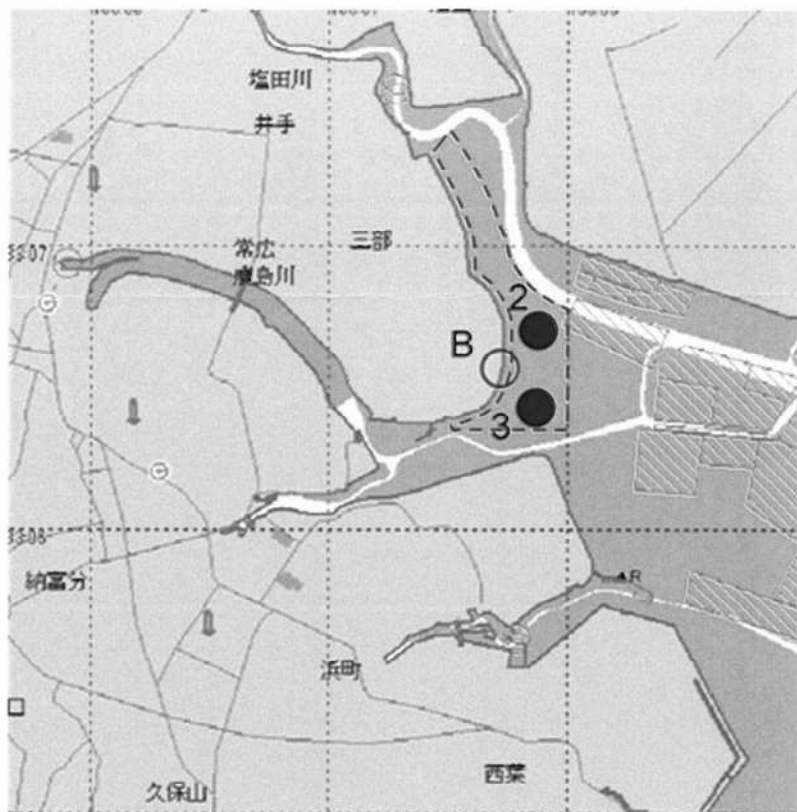
7 使用漁具及び漁法 グラブ採泥器による底生生物の採取（写真参照）

春夏秋冬の4回実施

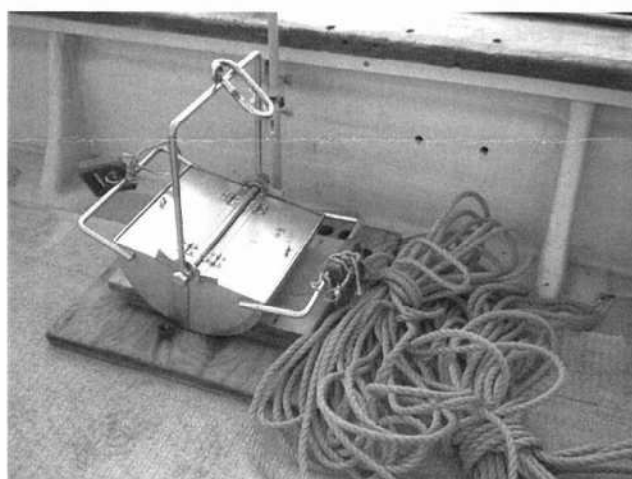
8 採捕に従事する者の住所及び氏名



○採捕箇所



○クラブ採泥器 (写真)



令和 5年 5 月 8 日

鹿島市長
松尾 勝利 殿

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長

西久保



同 意 書

謹啓 貴台益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、同意願いされました鹿島市肥前鹿島干潟環境変動調査事業につきましては、下記により同意いたします。

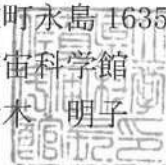
1. 調査名：令和5年度 鹿島市肥前鹿島干潟環境変動調査事業
2. 実施者：[REDACTED]
3. 期間：令和5年5月20日～令和6年3月22日（春夏秋冬に各1回ずつ実施）
4. 場所：有明海肥前鹿島干潟（ラムサール条約登録水域）内の3測点
5. 内容：水質・底質観測，マクロベントスの採取
6. 採捕しようとする水産動植物：
有明海に生息する海生動物，若干量（ゴカイ類，ヨロエビ類，小型の二枚貝類等）

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第58号の適用除外申請書

令和5年5月11日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

住所 武雄市武雄町永島 16351
氏名 佐賀県立宇宙科学館
館長 鈴木 明子



下記により適用除外を受けたいので申請します。

記

1 目的

佐賀県立宇宙科学館内の展示水槽において、観察及び学習のため有明海の生き物を展示している。このたび、ビゼンクラゲの展示を計画しており、適用除外の申請を行うものである。

2 適用除外を申請する委員会指示

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第58号

3 適用除外の期間

承認日から令和6年5月31日まで

4 採捕に従事する者の氏名および住所

氏名 :

住所 :



5 使用船舶

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	所有者氏名

6 採捕しようとする水産動物の名称及び数量

名称：ビゼンクラゲ

数量：適用除外の期間中上限 100 個体

大きさ：傘幅 20cm 未満

7 採捕の区域

佐賀県有明海全域

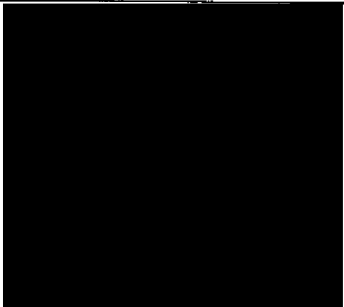
8 使用漁具

アンコウ網

9 添付資料

- ・佐賀県有明海漁業組合発行 同意書（写し）
- ・展示水槽概略図

以上

【担当】	
【電話】	
【FAX】	

令和5年 5月17日

同意書

佐賀県立宇宙科学館
館長 鈴木 明子 様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厚外821
佐賀県有明海漁業協
代表理事組合長 西久



下記のことについて同意します。

記

1 採捕目的

佐賀県立宇宙科学館内の展示水槽において、観察及び学習のため有明海の生き物を展示している。ここで、ビゼンクラゲの展示をしたいため。

2 採捕場所

有明海全域

3 採捕期間

同意を受けた日から令和6年5月31日まで

ビゼンクラゲ展示水槽

